

公募型見積合わせの執行について

令和 8 年 6 月 15 日

大阪市福島区長 工藤 誠

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

| 1 見積合わせに付する事項 | |
|---|---|
| (1) 案件名称 | 福島区役所公用車両の道路運送車両法第 48 条に規定する定期点検整備業務 |
| (2) 履行内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 履行期限 | 別添仕様書のとおり |
| (4) 履行場所 | 別添仕様書のとおり |
| 2 日程 | |
| (1) 見積書提出期間 | 令和 8 年 6 月 15 日(月) ～ 令和 8 年 6 月 26 日(金) 持参する場合は、比較見積書提出期間内の平日 9 時～17 時 30 分の間に持参すること |
| (2) 参加資格審査資料等提出期間 | 本案件は資格審査資料の提出は必要ありません |
| 3 参加資格 | |
| 次に掲げる要件のすべてに該当すること。 | |
| (1) 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に種目一覧承認種目「37 自動車修理」で登録していること。 | |
| (2) 比較見積書提出時及び比較見積時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 | |
| (3) 比較見積書提出時及び比較見積時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと | |
| (4) 比較見積書提出時及び比較見積時において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。 | |
| 4 参加申し込み等 | |
| 参加を希望する者は、見積書を福島区役所企画総務課窓口を持参又は送付（必着）もしくは FAX にて提出することとする。誓約書については、契約の相手方となった場合に速やかに提出すること。なお、参加申込み時の提出も可とする。 | |
| 見積書には、物品単価及び合計金額、連絡先電話番号、案件番号を記載すること。 | |
| 5 質問事項の受付、締切、回答 | |
| 見積書提出期限の 2 日前（休庁日は除く）までに口頭もしくは書面で質問を行うものとする。 | |
| (1) 仕様書の内容に関する質問は事業担当に行うものとする。 | |
| (2) 比較見積の手続き等に関する質問は契約担当に行うものとする。 | |
| 質問に関する回答は、当該質問者に口頭もしくは書面において回答するものとする。 | |
| 6 契約相手方の決定方法 | |
| 参加資格を確認した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方とするものとする。 | |
| 7 契約担当課（公募型見積合わせの手続き等に関する質問先） | |
| 福島区役所企画総務課（総務） | 〒553-8501 大阪市福島区大開 1-8-1 福島区役所 4 階 電話：06-6464-9625 FAX：06-6462-0792 |

8 事業担当課

福島区役所保健福祉課（健康推進）

〒553-8501 大阪市福島区大開 1 - 8 - 1 福島区役所 2 階
電話：06-6464-9882

9 その他事項

- (1) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。
- (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (6) 契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書」を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約の締結を行わないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。